

(別紙3)

○ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(案) (昭和二六年地自乙発第二六三号)

(傍線部分は今回改正部分)

改正後	現行
<p>(減給の効果) 第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令の日 に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法 第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、 報酬の額(一般職の職員の給与に関する条例(昭和〇〇 年〇〇県条例第〇号)第〇条に規定する〇〇手当に相当 する額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする 。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及 びこれに対する地域手当の合計額の十分の一に相当する 額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果) 第四条 減給は、一日以上六月以下 給料及びこれに対する勤務地手当の合計額(法 第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、 報酬の額(一般職の職員の給与に関する条例(昭和〇〇 年〇〇県条例第〇号)第〇条に規定する〇〇手当に相当 する額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする 。</p>

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(案) (昭和六十二年自治公一第六八号)  
 (傍線部分は今回改正部分)

改正後	現行
<p>(職員の派遣)            第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項から第〇項まで〔職員の定年等に関する条例(案)第九条第一項から第四項まで相当規定〕の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>六 (略)</p>	<p>(職員の派遣)            第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 (略)</p>

○ 職員の育児休業等に関する条例（案）（平成四年自治能第二〇号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	現行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項から第〇項</p> <p>〔注2〕までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>四 一般職の任期付職員の採用に関する条例第〇条第〇項〔注3〕の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>五（略）</p> <p>〔注1〕職員の定年等に関する条例（案）（昭和五十七年十月八日付け自治公一第四十六号。以下「定年条例（案）」という。）第四条第一項に相当する規定又は第二項に相当する規定</p> <p>〔注2〕定年条例（案）第九条第一項から第四項までに相当する規定</p> <p>〔注3〕（略）</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項又は第〇項</p> <p>〔注1〕の規定により引き続き勤務している職員</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項又は第〇項</p> <p>〔注1〕の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>三 一般職の任期付職員の採用に関する条例第〇条第〇項〔注2〕の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>四（略）</p> <p>〔注1〕職員の定年等に関する条例（案）（昭和五十七年十月八日付け自治公一第四十六号。以下「定年条例（案）」という。）第四条第一項に相当する規定又は第二項に相当する規定</p> <p>〔注2〕（略）</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項又は第〇項</p> <p>〔注1〕の規定により引き続き勤務している職員</p>

三 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項から第〇項  
〔注2〕までの規定により異動期間（これらの規定に  
より延長された期間を含む。）を延長された管理監督  
職を占める職員

〔注1〕定年条例（案）

第四条第一項に相当する規定又は

第二項に相当する規定

〔注2〕定年条例（案） 第九条第一項から第四項までに相当する規定

（部分休業をすることができない職員）

第十九条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員  
は、次に掲げる職員とする。

一 （略）

二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して  
人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員  
（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時  
間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間  
勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第二十条 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定す  
る部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条  
例第〇条第〇項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員  
（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条に  
おいて同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定  
められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三分  
を単位として行うものとする。

2・3 （略）

〔注1〕職員の定年等に関する条例（案） 第四条第一項に相当する規定又は  
第二項に相当する規定

（部分休業をすることができない職員）

第十九条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員  
は、次に掲げる職員とする。

一 （略）

二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して  
人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員  
（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時  
間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職  
員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第二十条 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定す  
る部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条  
例第〇条第〇項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員  
（再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条に  
おいて同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定  
められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三分  
を単位として行うものとする。

2・3 （略）

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成六年自治能第六五号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	現行
<p>（一週間の勤務時間）</p> <p>2 第二条（略）</p> <p>3 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第三条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容</p>	<p>（一週間の勤務時間）</p> <p>2 第二条（略）</p> <p>3 地方公務員法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は同法第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第三条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容</p>

に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3・4 (略)

#### 2 第四条 (略)

任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、四週間ごとの期間につき八日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間あたり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間あたり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日)を設ける場合には、この限りでない。

#### 第八条 (船員の勤務時間等の特例)

任命権者は、第二条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、五十二週

に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3・4 (略)

#### 2 第四条 (略)

任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、四週間ごとの期間につき八日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間あたり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間あたり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日)を設ける場合には、この限りでない。

#### 第八条 (船員の勤務時間等の特例)

任命権者は、第二条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、五十二週

間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては同条第二項の規定に基づき定める時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては同条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第四項の規定に基づき定める時間）とすることができる。

2 任命権者は、船舶に乗り組む職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）について、人事委員会と協議して、前項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合には、第三条第二項の規定は適用しない。

3 5 (略)

(年次有給休暇)

第十四条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員二十日  
（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

二 3 (略)

20 (非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第二十条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二条から前条までの規定にかかわらず、そ

間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては同条第二項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては同条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第四項の規定に基づき定める時間）とすることができる。

2 任命権者は、船舶に乗り組む職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）について、人事委員会と協議して、前項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合には、第三条第二項の規定は適用しない。

3 5 (略)

(年次有給休暇)

第十四条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員二十日  
（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

二 3 (略)

20 (非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第二十条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二条から前条までの規定にかかわらず、そ

の職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

附 則 (令四・三・一八総行公第二〇号)

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成〇〇年〇〇県条例第〇〇号。以下この条において「新条例」という。）第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

の職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(新設)

(新設)



○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（例）（平成一二年自治公第二六号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	現行
<p>（職員の派遣）            第二条（略）            2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。            一～四（略）            五 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項から第〇項まで〔職員の定年等に関する条例（案）第九条第一項から第四項まで相当規定〕の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員            六（略）</p>	<p>（職員の派遣）            第二条（略）            2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。            一～四（略）            3 五（略）            五（略）</p>
<p>（法第十条第一項に規定する条例で定める職員）            第十一条 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。            一～四（略）            五 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項から第〇項まで〔職員の定年等に関する条例（案）第九条第一項から第四項まで相当規定〕の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員            六（略）</p>	<p>（法第十条第一項に規定する条例で定める職員）            第十一条 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。            一～四（略）            五（略）</p>

○ 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（例）（平成一六年総行公第五五号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	現行
<p>（報告事項） 第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 一～十一 （略）</p>	<p>（報告事項） 第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 一～十一 （略）</p>

○ 職員の降給に関する条例（例）（平成二六年総行公第六七号・総行経第四一号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	現行
<p>（降給の種類）</p> <p>第二条 降給の種類は、降格（職員<sup>の意に反して、当該職員</sup>の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること<sup>をいう。以下同じ。</sup>）及び降号（職員<sup>の意に反して、当該職員</sup>の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること<sup>をいう。以下同じ。</sup>）並びに地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行すること<sup>となつた場合において、降格すること</sup>をいう。）とする。</p> <p>（降格の事由）</p> <p>第三条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行すること<sup>となつた場合のほか、次の各号のい</sup>ずれかに掲げる事由に該当し、<sup>必要がある</sup>と認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（降給の種類）</p> <p>第二条 降給の種類は、降格（職員<sup>の意に反して、当該職員</sup>の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること<sup>をいう。以下同じ。</sup>）及び降号（職員<sup>の意に反して、当該職員</sup>の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること<sup>をいう。以下同じ。</sup>）とする。</p> <p>（降格の事由）</p> <p>第三条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のい</p> <p>ずれかに掲げる事由に該当する場合において、<sup>必要がある</sup>と認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

附則

附則

1 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

2 一般職の職員の給与に関する条例附則第〇項（※定年の引上げに伴う給与に関する特例措置の規定）の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、当分の間、第二条中「とする」とあるのは「並びに一般職の職員の給与に関する条例附則第〇項（※定年の引上げに伴う給与に関する特例措置の規定）の規定による降給とする」とする。

（新設）

3 第五条の規定は、一般職の職員の給与に関する条例附則第〇項（※定年の引上げに伴う給与に関する特例措置の規定）の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（新設）

附則（令四・三・一八総行公第二〇号）  
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（新設）

○ 職員の退職管理に関する人事委員会規則（例）（平成二十六年総行公第六十七号・総行経第四十一号）新旧対照表  
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）            第二十三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十二條の四第一項の規定により職員として採用された場合</p> <p>三（略）</p> <p>附則（令和四年四月十四日総行給第二十三号・総行女第十一号）            （施行期日）</p> <p>第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の職員の退職管理に関する人事委員会規則（平成〇〇年〇〇〇〇県人事委員会規則第〇〇号。以下「新規規則」という。）第二十三條第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又</p>	<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）            第二十三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により職員として採用された場合</p> <p>三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

は第六条第一項若しくは第二項」とする。

第三条 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合における新規則第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

(新設)